

枚方市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年12月27日

枚方市監査委員	勝山武彦
同	分林義一
同	堤幸子
同	大橋智洋

1. 監査の対象

(1) 対象部課

財務部 資産活用課
財産管理課
財政課
契約課
工事検査課
税務室税制課
税務室市民税課
税務室資産税課
税務室納税課
税務室債権回収課

(2) 対象事務

平成30年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成30年9月3日から平成30年12月26日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【指摘・改善事項】

[契約課]

○契約事務について

契約課では、契約事務の一元化により、市長部局・教育委員会・上下水道局・市立ひらかた病院等における工事その他の請負契約、業務委託契約、物品の売買及び賃借契約に関する事務を行っている。

枚方市契約規則には、「本市から落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、契約書に記名押印の上、これを提出しなければならない。契約は市長が（略）提出された契約書に記名押印したときに確定する。」と規定されているが、物品の購入及び賃借契約等において、受注者から契約書が未提出のものがあるなど、本来確実に実施されるべき基本事項が徹底されていない状況が見受けられた。

今後は、本市の契約事務を統括する部署として、枚方市契約規則及び同運営要綱等に基づき、適正に事務を執行するよう指摘する。

[市民税課]

○切手の管理及び使用状況について

市民税課では、早急に郵便物の送付が必要な場合や送付された郵便物の郵便料金が不足している場合の支払に用いるために、切手を購入・管理し、使用している。

切手は、公金等に該当するものであるが、切手使用簿の残数と実数はすべての種類で不一致であり、交換手数料や郵便料金不足分に対する支払において、不適正な処理が見受けられた。

公金等の取扱いは、金額の多寡にかかわらず、厳正に行うべきであり、重要性を十分に認識し、適正な事務処理を行うよう指摘する。

【意見・要望事項】

[資産活用課]

○枚方市公共施設マネジメント推進計画における施設評価について

施設評価の実施に当たっては、評価方法における課題を踏まえた検討を行うとともに、今後、公共施設の老朽化に伴う財政負担の抑制や人口構造の変化に伴う市民ニーズの変化への対応が求められる中、持続可能な都市経営に向けて、本市全体で統一かつ効果的な公共施設のマネジメントに取り組むよう要望する。

[財産管理課]

○旧財産区財産の管理について

旧財産区は、ため池等の財産を所有しているが、基金の残高が少額の旧財産区については、その管理に要する費用を負担することが困難な状況にある。

しかしながら、近年の地震や台風等が、ため池の決壊やがけ地の崩落等を引き起こしている事例も全国で見受けられ、今後、自然災害が発生した場合、旧財産区が所有する財産にも被害が生じる可能性が高くなっている。

旧財産区財産の適切な管理を図るため、管理主体や費用負担等の課題解決に早急に取り組むよう要望する。

[財政課]

○統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類の整備状況及び活用状況について

財政課では、平成 28 年度から、国が示す統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類を作成し、公表している。

今後は、財務書類から得られる情報を予算編成や行政評価、行財政改革に積極的に

活用し、効率的で持続可能な行財政運営の実現を図るとともに、それらの情報を分かりやすく開示することにより、行政への信頼性・透明性を高め、市民等に対する説明責任の充実に努めるよう要望する。

[契約課]

○契約事務について

設計図書や仕様書等の不備による入札の不調・中止については、本市の契約事務手続への信頼が損なわれかねないことから、より一層、発注に係る事務等の正確性の確保を図るよう要望する。

また、本年に発生した入札不正行為に関わる事件を受けて、現在、外部有識者による委員会において、再発防止に向けた検討が進められているが、その結果に基づき、厳正な入札事務の執行に取り組むよう要望する。

[工事検査課]

○建設工事の検査等について

工事検査課が所管している建設工事の検査、設計及び施行に係る審査は、契約の適正な履行を確保するために必要不可欠な事務であり、引き続き、適正な事務の執行に努めるよう要望する。

[税制課]

○税総合システムの運用について

平成 28 年度から新たに稼動した税総合システムは、標準パッケージシステムを導入し、カスタマイズを必要最小限に限定したため、法や制度の改正等への対応がシステムのバージョンアップで行われることとなり、本市での検証作業等が大幅に軽減されている。

他方、カスタマイズをした箇所については、件数は少ないものの、システム障害が発生しており、今後も想定外の不具合が起こる可能性はある。

引き続き、システム障害の原因や対応方法の情報共有を行い、各課においてマニュアル類の見直しを行うなど、システム障害の発生時に迅速な対応ができる体制を確立するよう要望する。

[市民税課]

○軽自動車税の減免に係る事務について

市民税課が所管する軽自動車税の減免に係る事務において、必要書類が添付されていないにもかかわらず、減免申請を受理している事例が見受けられた。

今後は、必要書類の確認を十分に行い、適切な事務を執行するよう要望する。

○特別徴収義務者一斉指定について

市民税課では、大阪府及び府内市町村と連携して個人住民税の特別徴収を徹底する取組を行っており、その成果が特別徴収実施率の向上に表れてきている。

市民税の特別徴収は、市税等の納入確保のために有効な手段であり、引き続き、特別徴収の一層推進に努めるよう要望する。

[資産税課]

○償却資産の調査の取組及び固定資産税の減免手続について

償却資産の調査に当たっては、引き続き専門的知識経験者を活用するとともに、申告されていない物件の把握のための調査の取組を強化・拡充するなどにより、適正かつ公平な課税に努めるよう要望する。

また、固定資産税の減免に当たっては、本市の条例及び規則に規定する減免事由の確認を十分に行わずに、減免を行っていた事例が見受けられたことから、今後は、条例及び規則に基づき適切な事務を執行するよう要望する。

[納税課]

○滞納整理に係る事務の実施状況等について

納税課では、現年度分の早期徴収に取り組んできており、その結果、現年度分の徴収率は99.6%に達するまでに至っている。

現年度分の早期徴収の取組は滞納を生じさせないために極めて有効な手段であり、その取組を継続的に行うよう要望する。

また、今後も、効果的かつ効率的な財産調査に基づく滞納整理に的確に取り組むとともに、職員の知識・スキルの共有化及び継承を円滑に進めることにより、滞納整理分を含めた徴収率の向上に努めるよう要望する。

[債権回収課]

○債権管理及び未収金対策強化の取組について

債権回収課は、未収金の回収に向け、移管を受けた税外4債権の財産調査等を徹底し、積極的な滞納処分を実施するとともに、債権所管課への支援・助言等を行い、市民負担の公平性の維持及び徴収率の向上に努めている。

また、大阪府域地方税徴収機構（以下「機構」という。）への参加や債権管理・回収アドバイザーとして弁護士を採用するなどの新たな取組も始まっている。

枚方市債権管理及び回収に関する条例の施行に伴い、更なる適正な債権管理及び回収を進める中では、生活困窮者への対応にも留意しつつ、機構及び弁護士を積極的に活用して、未収金の回収に対するノウハウの蓄積や実践的な研修の実施による人材育成に取り組むとともに、徴収に関する情報共有や進捗管理について債権所管課との連携を密にし、市全体の未収金の回収に努めるよう要望する。